

朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和元年 9 月 2 日

選挙管理委員会事務局

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	朝霞市選挙管理委員会定例会	
開 催 日 時	令和元年9月2日（月） 午前10時00分から 午前10時27分まで	
開 催 場 所	市役所 3階 302会議室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

朝霞市選挙管理委員会定例会

令和元年9月2日(月)
午前10時00分から
午前10時27分まで
市役所 3階 302会議室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題

定時登録関係

議案第80号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第81号 選挙人名簿から抹消することについて

在外選挙人関係

議案第82号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

参議院埼玉県選出議員補欠選挙関係

議案第83号 ポスター掲示場設置場所の決定について

議案第84号 開票管理者の選任について

議案第85号 開票管理者の職務代理者の選任について

議案第86号 登録の移替えの延期の決定について

議案第87号 投票所の指定について

議案第88号 期日前投票所の指定について

議案第89号 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について

議案第90号 開票立会人のくじの日時及び場所の決定について

議案第91号 開票の日時及び場所の決定について

議案第92号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び
場所の決定について

議案第93号 公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について

議案第94号 公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する
不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について

議案第95号 啓発宣伝計画の決定について

- 5 閉会

出席委員（4人）

委 員 長		細 田 昭 司
委 員 長 職 務 代 理		加 藤 洋 子
委 員		曾 根 田 晴 美
委 員		門 傳 忠 二

事務局（3人）

事 務 局	選挙管理委員会事務局長	渡 辺 淳 史
事 務 局	選挙管理委員会事務局主幹兼局次長	高 田 隆 男
事 務 局	選挙管理委員会事務局選挙係長	佐 藤 真

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会定例会次第
- ・ 選挙管理委員会定例会 出席一覧表
- ・ 議案第 8 0 号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 議案第 8 1 号 選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 令和元年 9 月 1 日定時登録概要について
- ・ 投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表
- ・ 議案第 8 2 号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 在外選挙人名簿登録者一覧表
- ・ 在外選挙人名簿登録者数
- ・ 在外選挙人名簿登録者数の推移
- ・ 近隣市の状況
- ・ 議案第 8 3 号 ポスター掲示場設置場所の決定について
- ・ 別紙
- ・ 議案第 8 4 号 開票管理者の選任について
- ・ 議案第 8 5 号 開票管理者の職務代理者の選任について
- ・ 議案第 8 6 号 登録の移替えの延期の決定について
- ・ 議案第 8 7 号 投票所の指定について
- ・ 議案第 8 8 号 期日前投票所の指定について
- ・ 議案第 8 9 号 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について
- ・ 議案第 9 0 号 開票立会人のくじの日時及び場所の決定について
- ・ 議案第 9 1 号 開票の日時及び場所の決定について
- ・ 議案第 9 2 号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について
- ・ 議案第 9 3 号 公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について
- ・ 議案第 9 4 号 公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について
- ・ 議案第 9 5 号 啓発宣伝計画の決定について
- ・ 参議院埼玉県選出議員補欠選挙における臨時啓発について
- ・ 参議院埼玉県選出議員補欠選挙における街頭啓発について

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

おはようございます。

ただいまから朝霞市選挙管理委員会定例会を開会いたします。

本日は残暑の中、定例会に御参集いただきまして、ありがとうございます。

去る8月25日執行されました、埼玉県知事選挙につきましては、委員各位、事務局並びに多くの皆様の御尽力によりまして、無事に管理執行することができました。厚く御礼申し上げます。

投票率につきましては、前回より5.62ポイント上回りまして、結果的に31.57パーセントでしたが、県の平均よりも0.74ポイント下回りました。引き続き、今後も啓発に努めてまいりたいと存じます。

本日は、参議院埼玉県選出議員補欠選挙関係が主なものでございます。よろしく御審議いただきたいと思っております。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

次に、日程第3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市委員会規程第18条の規定によりまして、加藤委員長職務代理、お願いいたします。

○加藤委員長職務代理

はい。承知いたしました。

◎4 議題 定時登録関係

議案第80号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第81号 選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

次に、日程4、議題でございます。

定時登録関係でございます。

「議案第80号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第81号 選挙人名簿から抹消することについて」は関連がございますので、一括議題とさせていただきます。

それでは、御説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第80号、選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めることについて議決を求める。

令和元年9月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、258人。女、220人。計、478人になります。

続きまして、議案第81号を御説明します。選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第28条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和元年9月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、299人。女、266人。計、565人となっています。

1枚おめくりいただきまして、今、御説明申し上げました、議案80号及び81号の概要になります。

選挙人名簿への登録につきましては、転入が令和元年5月8日から令和元年6月1日。

年齢につきましては、平成13年8月27日から平成13年9月2日までとなっています。

また、選挙人名簿から抹消する者については、転出等が平成31年4月7日から平成31年4月30日まで。それから、死亡につきましては、令和元年8月8日から令和元年9月1日までとなっております。

市内転居につきましては、令和元年8月20日までで処理させていただいております。

裏面を御覧ください。

投票区ごとの人数を載せておりまして、9月1日現在で11万4,697人となっております。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

それでは初めに、議案第80号につきまして、何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

よろしいですか。

(はい、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第80号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第80号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第81号につきまして、何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(はい、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第81号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第81号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 在外選挙人関係

議案第82号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

○細田委員長

次に、在外選挙人関係でございます。

「議案第82号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を議題といたします。

説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第82号、在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第30条の6の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和元年9月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、0人。女、2人。計、2人となっております。

裏面を御覧ください。

今回、名簿登録をされる者のお名前が載せてあります。

1枚おめくりいただきますと、在外選挙人名簿の登録者数になりまして、9月2日現在で、男、

67人。女、54人。計、121人となっております。

それから、同じ図の一番下のところに近隣市の状況を載せております。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

それでは、議案第82号につきまして、御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第82号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第82号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院埼玉県選出議員補欠選挙関係

議案第83号 ポスター掲示場設置の場所の決定について

○細田委員長

次に、参議院埼玉県選出議員補欠選挙関係でございます。

「議案第83号 ポスター掲示場設置の場所の決定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

高田主幹。

○事務局・高田主幹

議案第83号を御覧ください。「ポスター掲示場設置の場所の決定について」でございます。

令和元年10月27日執行の参議院埼玉県選出議員補欠選挙における公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を別紙のとおり設置することについて議決を求める。

令和元年9月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

おめくりいただきますと、市内23投票区173か所の掲示場の一覧が記載してございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

議案第83号につきまして、何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(はい、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第83号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第83号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院埼玉県選出議員補欠選挙関係

議案第84号 開票管理者の選任について

○細田委員長

次に、「議案第84号 開票管理者の選任について」を議題といたします。

本件につきましては、私の一身上のことでございますので退席させていただきます。

[細田委員長 退場]

○加藤委員長職務代理

しばらくの間、委員長の職務を行います。

それでは、議案第84号について、事務局の説明を求めます。

よろしくお願いいたします。

○事務局・高田主幹

議案第84号を御覧ください。「開票管理者の選任について」でございます。

令和元年10月27日執行の参議院埼玉県選出議員補欠選挙における開票管理者を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和元年9月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

裏面にいきますと、開票管理者ということで選挙管理委員会委員長を選任する議案となっております。

以上でございます。

○加藤委員職務代理

ただいま説明がありました。何か質疑ございますか。

(なし、の声)

よろしいですか。

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第84号については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第84号は、原案のとおり承認されました。

委員長の席を委員長と交代いたします。

[細田委員長 入場]

◎4 議題 参議院埼玉県選出議員補欠選挙関係

議案第85号 開票管理者の職務代理者の選任について

○細田委員長

次に、「議案第85号 開票管理者の職務代理者の選任について」を議題といたします。

本件につきましては、加藤委員長職務代理の一身上のことでございますので退席をお願いいたします。

[加藤委員 退場]

○細田委員長

直ちに説明をお願いします。

高田主幹。

○事務局・高田主幹

議案第85号を御覧ください。「開票管理者の職務代理者の選任について」でございます。

令和元年10月27日執行の参議院埼玉県選出議員補欠選挙における開票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和元年9月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

裏面を御覧いただきますと、職務代理者として加藤委員を選任するという議案でございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第85号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第85号は、原案のとおり承認されました。

加藤委員長職務代理の入席をお願いします。

[加藤委員 入場]

◎4 議題 参議院埼玉県選出議員補欠選挙関係

議案第86号 登録の移替えの延期の決定について

○細田委員長

それでは、「議案第86号 登録の移替えの延期の決定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

高田主幹。

○事務局・高田主幹

議案第86号を御覧ください。「登録の移替えの延期の決定について」でございます。

参議院埼玉県選出議員補欠選挙が令和元年10月27日に執行されることに伴い、公職選挙法施行令第17条ただし書の規定により、朝霞市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期することについて議決を求める。

令和元年9月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

登録の移替えを延期する期間を、令和元年9月18日から令和元年10月27日までと定めるものでございます。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第86号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第86号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院埼玉県選出議員補欠選挙関係

議案第87号 投票所の指定について

○細田委員長

次に、「議案第87号 投票所の指定について」を議題といたします。

説明をお願いします。

高田主幹。

○事務局・高田主幹

議案第87号を御覧ください。「投票所の指定について」でございます。

令和元年10月27日執行の参議院埼玉県選出議員補欠選挙における投票所の場所を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和元年9月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

第1投票区から第23投票区の投票所につきまして一覧のとおり指定するものでございます。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第87号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第87号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院埼玉県選出議員補欠選挙関係

議案第88号 期日前投票所の指定について

○細田委員長

次に、「議案第88号 期日前投票所の指定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

高田主幹。

○事務局・高田主幹

議案第88号を御覧ください。「期日前投票所の指定について」でございます。

令和元年10月27日執行の参議院埼玉県選出議員補欠選挙における期日前投票所を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和元年9月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

期日前投票所につきまして、朝霞市役所内、朝霞台出張所内の2か所につきまして期間、10月11日から、選挙期日の前日である10月26日まで設けるものでございます。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。

議案第88号につきまして、御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第88号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第88号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院埼玉県選出議員補欠選挙関係

議案第89号 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について

○細田委員長

次に、「議案第89号 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

高田主幹。

○事務局・高田主幹

議案第89号を御覧ください。「在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について」でございます。

令和元年10月27日執行の参議院埼玉県選出議員補欠選挙において、公職選挙法第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第48条の2第1項の規定による期日前投票所を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和元年9月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

期日前投票所である朝霞市役所、朝霞台出張所の2か所におきまして、在外選挙人の期日前投票所として指定するものでございます。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第89号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第89号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院埼玉県選出議員補欠選挙関係

議案第90号 開票立会人のくじの日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第90号 開票立会人のくじの日時及び場所の決定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

高田主幹。

○事務局・高田主幹

議案第90号を御覧ください。「開票立会人のくじの日時及び場所の決定について」でございます。

令和元年10月27日執行の参議院埼玉県選出議員補欠選挙における開票立会人となるべき者につき公職選挙法第62条第2項の規定により行うべきくじ、又は参議院埼玉県選出議員補欠選挙における開票立会人となるべき者につき同条第4項の規定により行うべきくじの日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和元年9月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

日時、令和元年10月24日、午後5時5分。

場所につきましては、朝霞市役所内で行うものでございます。

以上です。

○細田委員長

90号につきまして、何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第90号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第90号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院埼玉県選出議員補欠選挙関係

議案第91号 開票の日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第91号 開票の日時及び場所の決定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第91号、開票の日時及び場所の決定について。

令和元年10月27日執行の参議院埼玉県選出議員補欠選挙における開票の日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和元年9月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

開票の日時、令和元年10月27日、午後9時。

開票の場所、朝霞市立朝霞第一中学校体育館。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。よろしいですか。

今度は、第一中学校です。

○門傳委員

ここは、駐車場は心配ないですか。

○細田委員長

どうですか。

○事務局・高田主幹

その辺りも含めて選考しておりますので、駐車場は用意してございます。

○細田委員長

ほかに質疑ございますか。

(なし、の声)

それでは、質疑を終結いたします。

議案第91号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第91号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院埼玉県選出議員補欠選挙関係

議案第92号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第92号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」を議題といたします。

説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第92号、票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について。

令和元年10月27日執行の参議院埼玉県選出議員補欠選挙において、公職選挙法第175条第1項の規定に基づき行う候補者の氏名等掲示につき、同条第3項本文の規定により行うくじの日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和元年9月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1、日時、令和元年10月10日、午後5時5分。

2、場所、朝霞市役所内。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

92号につきまして、何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第92号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第92号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院埼玉県選出議員補欠選挙関係

議案第93号 公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について

○細田委員長

次に、「議案第93号 公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について」を議題といたします。

説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第93号、公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について。

令和元年10月27日執行の参議院埼玉県選出議員補欠選挙における公職選挙法施行令第53条第1項、第59条の4第4項及び第59条の5の4第7項の選挙管理委員会の定める日は、公示日前2日（10月8日）とすることについて議決を求める。

令和元年9月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

議案第93号につきまして、御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第93号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第93号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院埼玉県選出議員補欠選挙関係

議案第94号 公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について

○細田委員長

次に、「議案第94号 公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について」を議題といたします。

説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第94号、公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について。

令和元年10月27日執行の参議院埼玉県選出議員補欠選挙における公職選挙法施行令第65条の13の規定により読み替えて適用される第53条第1項の選挙管理委員会の定める日は、公示日前2日(10月8日)とすることについて議決を求める。

令和元年9月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

議案第94号につきまして、何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第94号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第94号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院埼玉県選出議員補欠選挙関係

議案第95号 啓発宣伝計画の決定について

○細田委員長

次に、「議案第95号 啓発宣伝計画の決定について」を議題といたします。

説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第95号啓発宣伝計画の決定について。

令和元年10月27日執行の参議院埼玉県選出議員補欠選挙における啓発宣伝計画を別紙のとおり定めることについて議決を求める。

令和元年9月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

裏面を御覧いただきますと、啓発事項に載っていきまして、まず掲示としましては、懸垂幕を1張、市役所庁舎正面に掲示します。それから、横断幕を6張、駅ですとか、公共施設に掲示します。それから、のぼり旗として90本を予定しています。それ以外に、ポスターですとか、駅の電光掲示での掲示を考えております。

続きまして、文章としましては、「選挙のお知らせ」を広報あさか及びホームページでお知らせする予定になっています。

それから、選挙公報につきましては、ポスティングによる各戸配布を予定しております。それ以外に、市のホームページ、ツイッター、フェイスブック、メール配信等で御案内する予定になっています。

それから、若年層対策としましては、市内大学及び高等学校に啓発物資及び選挙公報を配布する予定となっています。

続きまして、口頭宣伝につきましては、広報車による巡回、防災無線による広報を予定しております。

1枚おめくりいただきまして、街頭啓発ですが、街頭啓発につきましては、今回も県からウェッ

トティッシュ等を頂く予定ですので、駅前若しくは保育園等で啓発物資の配布をしたいと考えています。

それから、駅前街頭啓発につきましては、10月24日木曜日、午後6時から予定しております。委員につきましても、朝霞駅と北朝霞に2人ずつ分かれていただきまして、前回と同様に行う予定で考えております。

それから、明るい選挙推進協議会の各支部の街頭啓発としまして、10月11日から26日までに、市内のスーパーですとか幼稚園、それから、駅。そういった周辺で行う予定となっております。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

議案第95号につきまして、何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第95号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第95号は、原案のとおり承認されました。

この際でございます、委員の方から何かございますか。

よろしいですか。

(はい、の声)

事務局から、何か報告事項等ございますか。

○事務局・高田主幹

特にございません。

○細田委員長

ないようでございます。

5 閉会

○細田委員長

以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。